

新宿区学童クラブ利用基準

番号	保護者及び保護者にかわりうる者の状況		基準指数	保護者にかわりうる者についての調整指数
	類型	細目		
1	居宅外就労	ア 週5日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	10	0
		イ 週5日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	9	0
		ウ 週3日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	8	－1
		エ 週3日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	7	－1
		オ 単身赴任	10	
2	居宅内就労	ア 週5日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	9	0
		イ 週5日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	8	0
		ウ 週3日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	7	－1
		エ 週3日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	6	－1
3	疾 病	ア 入院(1ヶ月以上)	10	0
		イ 在宅療養(常時病臥・精神性疾患)	10	0
4	心身障害	ア 身体障害等級1・2級、愛の手帳1・2・3度・精神障害等級1・2・3級	10	0
		イ 身体障害等級3・4級、愛の手帳4度	9	0
5	看護・介護	1ヶ月以上の病院等付添い	8	0
6	就 学	学校教育法(自立助長のための日本語学校等の就学含む)に定める学校に就学。 週3日以上日中おおむね4時間以上	8	－1
7	技能修得	不就労ではあるが、就労技能修得のため通所。 週3日以上日中おおむね4時間以上	8	－1
8	育児休業	育児休業	育 児 休 業 直 前 の 就 労 状 況 指 数	
9	無 職	1～8に該当しないもの		－2

指数の適用については、新宿区学童クラブ利用基準細目によりおこなうものとする。

ひとり親家庭についての調整指数

ア	小学校1年在学	＋3
イ	小学校2年在学	＋2
ウ	小学校3年在学	＋1

出席率による調整指数

ア	50%以上	0
イ	40%以上50%未満	－1
ウ	20%以上40%未満	－2
エ	20%未満	－3